

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	78 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	76 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月から38年3月までの期間、同年10月から39年3月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年9月から38年3月まで
③ 昭和38年10月から39年3月まで
④ 昭和40年1月から同年3月まで

昭和36年4月から自営業者が国民年金に強制加入になったとのことで、区役所の職員が自宅兼店舗に国民年金手帳を持参した。加入後は、毎月、女性の集金人が来て、100円程度の保険料を納付し、国民年金手帳に印を押してもらっていたことを覚えている。その時には、私の夫の保険料も私が同時に納付していた。申立期間以外の保険料は納付済みで、集金に来れば必ず納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和36年4月から、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたとしている。しかし、申立人が居住するA市においては、集金人による保険料の集金は37年11月に開始したとしており、過年度保険料となる申立期間①の保険料を集金人に納付できたとは考え難い。

また、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付したと記憶するのみであり、申立期間①の保険料が区役所で現年度納付又は納付書により過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②、③及び④については、申立人は、昭和 37 年度から 60 歳に到達するまで、これら申立期間以外に未納は無い上、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）で確認できる 47 年度から 58 年度までの保険料はすべて現年度納付されており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳では、昭和 37 年度のうち 5 か月の保険料が納付されたと記録されており、A 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、当該納付済みの 5 か月の保険料は昭和 37 年 4 月から同年 8 月までの保険料であったことが記録されている。一方、上記のとおり、同市における保険料の集金人制度は同年 11 月に発足したこと、及び申立人は集金人に納付したことしかないとしていることから、当該 5 か月の保険料は、同年 11 月以降に集金人が申立人宅を来訪した際にさかのぼって集金したものと考えられる。このため、同年度の保険料について、集金人が申立期間②の前の 5 か月の保険料をさかのぼって集金したにもかかわらず、申立期間②の保険料を集金しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間③及び④についても、その前後の国民年金保険料の納付状況から、申立人は集金人が訪れれば保険料を納付していたと考えるのが自然である。一方、申立人は、申立期間当時は、自宅兼店舗で自営業をしていたとしており、このことについては、申立人が経営していた店舗の元従業員も同様に証言している。このため、集金人が申立人宅を訪れた際に申立人が不在であったとは考えられず、集金人に会うことができなかつたために、これら申立期間の保険料が納付できなかつたとも考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月までの期間、同年 10 月から 39 年 3 月までの期間及び 40 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から60年9月まで

私は、会社を退職した後、実家の店を手伝っていた。国民年金の加入手続を行わなければいけないことを、最初は知らずにいたが、その後、母親が手続を行い、納付書で保険料を納付してくれた。私の国民年金の加入の時、まとめて請求が来て、その金額が18万円ほどと多額で驚いたという話を、後日の平成6年ごろ、母親から聞いた。その話を夫も一緒に聞いており、覚えているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和61年3月ごろに行われたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、59年1月から60年9月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能である。

また、オンライン記録には、申立期間の直後の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料が過年度納付されたことが記録されている。この過年度納付済みと記録されている期間及び上記の加入手続時点で納付可能であった期間の保険料の合計額は約17万3,000円であり、申立人が、その母親から納付したと聞いたとする保険料額と近似している。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点の翌月の昭和61年4月以降、申立人が婚姻（平成3年5月）するまでの保険料は、すべて現年度納付されていたことが、オンライン記録により確認できる。このことから、申立人の保険料を納付していたとするその母親の納付意識は高かったものと認められ、母親が、申立人の加入手続を行った時点で納付可能な期間のう

ち一部の期間（昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで）の保険料のみを納付し、その他の期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月から同年 12 月までの保険料は、時効により納付することはできない。

加えて、申立人の母親に聴取しても、申立人の国民年金保険料はきちんと納付していたが、詳細については覚えていないとしている。

このほか、申立人の母親が、申立人の昭和 58 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における1回目の資格取得日は昭和20年10月20日、資格喪失日は21年1月21日、2回目の資格取得日は同年4月22日、資格喪失日は23年3月11日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年10月から同年12月までを30円、21年4月を90円、同年5月から同年12月までを180円、22年1月から同年5月までを360円、同年6月から同年10月までを400円、同年11月から23年2月までを600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年10月ごろから23年3月ごろまで

私は、昭和20年10月から、姉と一緒に、A社B支店で働き始め、姉が退職する少し前に退職した覚えがあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人と同姓同名で、同じ生年月日の厚生年金保険の被保険者記録（A社B支店において昭和20年10月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年5月16日に資格を喪失。）が基礎年金番号に未統合の記録とされていることが確認できる。

しかし、A社から提出された申立人の同社B支店における1回目及び2回目の「労働者年金保険被保険者資格取得届（副）」、並びに1回目及び2回目の「厚生年金保険被保険者資格喪失届（控）」によれば、申立人が同社同支店において厚生年金保険被保険者資格を昭和20年10月20日に取得し、21年1月21日に喪失していること、及び同年4月22日に再度資格を取得し、23年3月11日に再度資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人に係る当該得喪記録は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）

及び申立人の同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格の得喪日と一致していることが確認できる。したがって、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は、上記の未統合記録であるとは考え難く、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が正しいと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における1回目の資格取得日は昭和20年10月20日、資格喪失日は21年1月21日、2回目の資格取得日は同年4月22日、資格喪失日は23年3月11日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和20年10月から同年12月までを30円とし、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、21年4月を90円、同年5月から同年12月までを180円、22年1月から同年5月までを360円、同年6月から同年10月までを400円、同年11月から23年2月までを600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和21年1月21日から同年3月18日までの期間については、A社は、「当社B支店での申立人の人事記録は残っていないが、提出した労働者年金保険被保険者資格取得届（副）及び厚生年金保険資格喪失届（控）に記載された資格取得日及び資格喪失日により確認できる期間においては、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたと考えられるが、それ以外の期間については分からない。」と回答しており、当該期間における申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社は、「当社C支店の社員の入退社に関する資料によると、申立人と同姓同名の者が、昭和21年3月18日に入社していることが確認できるが、申立人が同年1月21日から同年3月18日までの期間において同社C支店に勤務した状況は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、「A社B支店をいったん退職した上で、同社C支店に入社して勤務した。」と自ら述べていることから、同社の両支店間の異動は、通常の人事異動ではなく、申立人の意思に基づく退職及び入社であったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間のうち、昭和21年3月18日から同年4月22日までの期間については、オンライン記録により、申立人は、A社C支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

愛知厚生年金 事案2550

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和20年8月31日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月31日から同年10月10日まで

ねんきん特別便を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年1月16日、資格喪失日は20年3月31日とされていることが分かった。

しかし、申立期間当時は戦時中であり、否応なしに就労させられていたため、自己の都合で退職するということができない状況であり、終戦後も残務整理をして昭和20年10月10日に退職するまでA社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年1月16日から20年10月10日までA社B支店に勤務し、その間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していたとしているが、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立期間においてA社B支店の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、昭和20年1月から同年6月までの期間は申立人と一緒に仕事をしていたことを覚えている。」と証言しており、また、申立人は、「同年7月に空襲に遭ったこと、終戦後の同年8月下旬か同年9月ごろに徴用工が集団で帰郷したこと、空襲後はその後片付けが主要な業務であったことなどを覚えている。」と具体的に述べており、当該内容は、当時の文献の記述ともおおむね一致していることから、申立人は、申立期間において当該事業所に

継続して勤務していたものと推認できる。

ところで、現存するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、その年金番号や記載状況から、戦後に同社に保管されていた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写し等に基づき復元されたものであることが認められるところ、当該被保険者名簿には、申立人及び申立人と一緒に仕事をしてきたと主張する同僚の記録は、いずれも確認できないが、オンライン記録によると、当該同僚については、昭和19年1月16日から20年8月31日までの被保険者記録が確認できる上、申立人に係る年金番号の前後20人のうち、厚生年金保険被保険者台帳の記録が確認できる19人の資格喪失日を確認したところ、16人が同年8月31日に資格喪失していることが確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、同被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、同被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も同被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にもその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれらによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務したことが推認できること、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に、戦火による焼失等、何らかの事情により滅失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらない上、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業廃止年月日が昭和20年8月31日となっていること等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の同社同支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年8月31日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の昭和20年2月の記録及び同僚の記録から、80円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月31日から同年10月10日までの期間について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、A社B支店は同年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、A社B支店において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚の記録についても、昭和20年8月31日が資格喪失日となっており、同日より後に資格を喪失している者は確認できない。

さらに、A社B支店は既に全喪し、解散していることから、申立期間当時の関連資料を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA船における資格取得日は、昭和33年5月23日、資格喪失日は同年6月18日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年ごろから35年ごろまで
② 昭和35年ごろから38年1月1日まで

私は、申立期間①にB社で船舶の乗組員として勤務した。

また、申立期間②は、住み込みでC社に勤務していた。

いずれの期間も船員保険又は厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、船員保険又は厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、B社で船舶の乗組員として勤務したとしているが、A船の船員保険被保険者名簿によれば、申立人と同姓同名で、同じ生年月日であり、申立人が主張する職務内容の被保険者記録(昭和33年5月23日資格取得、同年6月18日資格喪失。)が基礎年金番号に統合されないままになっている。

また、A船において被保険者記録のある同僚が、船舶の輸送品や航行先について申立人と同様の証言を行っていることから、申立人が当該期間に同船に勤務していたことを認めることができる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の船員保険被保険者記録であり、申立人の船員保険の資格取得日は昭和33年5月23日、資格喪失日は同年6月18日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和33年5月23日より前の期間、及び同年6

月 18 日より後の期間については、B 社は、既に全喪している上、当時の事業主も死亡しており、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無い上、当該期間に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、いずれも申立人を記憶していないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、C 社は、当時の住宅地図及び職業別電話帳で確認できる上、申立人が記憶している同僚の名字で、同社の厚生年金保険被保険者記録を有する者が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、C 社は、既に全喪している上、当時の事業主も死亡しており、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、C 社で申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、「給与事務を担当していたが、申立人の名前は記憶していない。当時は長く勤務することが見込める者について被保険者資格を取得させていたと思う。」と証言しており、同社では、入社と同時に被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間②に C 社で厚生年金保険の被保険者記録がある別の同僚は、当時の同社の従業員数について、「1 階に 50 人から 60 人、2 階には 20 人から 30 人が勤務していた。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険被保険者数は、当時 10 人前後で推移していることから、被保険者資格を取得していない従業員が多数在籍していた状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間③に係る標準報酬月額
は、15万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬
月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月31日から7年2月1日まで
② 平成5年4月6日から同年8月1日まで
③ 平成5年8月1日から6年10月31日まで
④ 平成7年2月1日から11年4月29日まで

私は、A社を辞めることなく勤務していたのに申立期間①の被保険者記録
が抜けている。また、申立期間②から④までの標準報酬月額は、給料の総額
より低い記録になっている上、申立期間③が遡及訂正されていることにも納
得いかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、オンライン記録によれば、当初、申立人のA社に
おける厚生年金保険の標準報酬月額は15万円と記録されているところ、当
該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成6年10月31日)より後
の同年11月8日付けで、5年8月1日までさかのぼって8万6,000円に引
き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、A社における申立人以外の被保険者につ
いても、申立人と同様に、平成6年11月8日付けで、5年8月1日までさ
かのぼって標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申
立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないこと
から、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、事業主が社会保
険事務所に当初届け出た15万円とすることが必要と認められる。

2 申立期間①については、同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務

していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成6年10月31日に全喪しており、7年2月1日に再度適用事業所となるまでの申立期間①において適用事業所であったことは確認できない。

また、A社の全喪日である平成6年10月31日に、申立人を含む被保険者16人全員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社は、当時の資料を保存していないとしており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②については、A社の厚生年金保険被保険者で、標準報酬月額がさかのぼって訂正されている者は確認できない上、同僚から当該期間の厚生年金保険料の控除について有力な証言も得られない。

申立期間④については、A社の従業員の一人は、同社から「厚生年金保険の被保険者資格を取得させてもいいが、事業主負担もあるので標準報酬月額は減額させてもらう。」と言われた旨証言している。

また、A社は、「平成7年2月1日以降、従業員の給料の総支給額より低い標準報酬月額で届出を行った上で、届け出た額に見合った厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

このほか、申立期間②及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び④について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2553～2598（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額（＜標準賞与額＞（別添一覧表参照））の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月22日

平成16年7月に支給があった賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社から社会保険事務所（当時）に厚生年金保険料が納付されていなかった。

保険料の納付期限である2年が経過しているが、厚生年金保険の給付額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成16年7月22日に支給された賞与に係る給与支給明細書（賞与）により、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件46件（別添一覧表参照）

別紙

項番	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期 間)	標準賞与額
2553			女	昭和49年生		平成16年7月22日	24万 6,000円
2554			男	昭和58年生		平成16年7月22日	37万 8,000円
2555			男	昭和47年生		平成16年7月22日	23万 9,000円
2556			男	昭和40年生		平成16年7月22日	33万 6,000円
2557			男	昭和45年生		平成16年7月22日	78万 9,000円
2558			女	昭和20年生		平成16年7月22日	35万 8,000円
2559			女	昭和36年生		平成16年7月22日	32万 9,000円
2560			男	昭和20年生		平成16年7月22日	109万 6,000円
2561			男	昭和24年生		平成16年7月22日	46万 3,000円
2562			男	昭和58年生		平成16年7月22日	37万 2,000円
2563			女	昭和26年生		平成16年7月22日	37万 7,000円
2564			男	昭和41年生		平成16年7月22日	31万 3,000円
2565			男	昭和30年生		平成16年7月22日	32万 6,000円
2566			男	昭和43年生		平成16年7月22日	21万 6,000円
2567			男	昭和24年生		平成16年7月22日	50万 5,000円
2568			男	昭和60年生		平成16年7月22日	8万 円
2569			男	昭和30年生		平成16年7月22日	53万 9,000円
2570			男	昭和34年生		平成16年7月22日	4万 3,000円
2571			男	昭和59年生		平成16年7月22日	31万 5,000円
2572			男	昭和37年生		平成16年7月22日	83万 5,000円
2573			男	昭和60年生		平成16年7月22日	10万 円
2574			男	昭和34年生		平成16年7月22日	95万 6,000円
2575			女	昭和20年生		平成16年7月22日	18万 4,000円
2576			男	昭和59年生		平成16年7月22日	32万 2,000円
2577			男	昭和46年生		平成16年7月22日	44万 4,000円
2578			女	昭和55年生		平成16年7月22日	30万 1,000円
2579			男	昭和49年生		平成16年7月22日	36万 6,000円
2580			女	昭和11年生		平成16年7月22日	16万 円
2581			男	昭和17年生		平成16年7月22日	54万 円
2582			男	昭和22年生		平成16年7月22日	53万 2,000円
2583			男	昭和54年生		平成16年7月22日	43万 7,000円
2584			男	昭和23年生		平成16年7月22日	43万 1,000円
2585			女	昭和17年生		平成16年7月22日	29万 円
2586			男	昭和15年生		平成16年7月22日	72万 円
2587			男	昭和23年生		平成16年7月22日	36万 7,000円
2588			男	昭和55年生		平成16年7月22日	28万 3,000円
2589			男	昭和32年生		平成16年7月22日	28万 6,000円
2590			男	昭和49年生		平成16年7月22日	49万 1,000円
2591			男	昭和25年生		平成16年7月22日	44万 7,000円

[標準賞与額相違用]

項番	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期 間)	標準賞与額
2592			女	昭和56年生		平成16年7月22日	14万 2,000円
2593			男	昭和44年生		平成16年7月22日	43万 7,000円
2594			女	昭和60年生		平成16年7月22日	28万 5,000円
2595			男	昭和60年生		平成16年7月22日	28万 7,000円
2596			男	昭和60年生		平成16年7月22日	5万 1,000円
2597			女	昭和27年生		平成16年7月22日	28万 6,000円
2598		(死亡)	女	昭和18年生		平成16年7月22日	3万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年5月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を570円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月5日から同年7月5日まで

私は、昭和19年にA社に入社し、54年5月16日に退職するまで、社内異動を繰り返し、一貫して同社で勤務したが、21年に2か月ほど失職したかのような記録になっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における継続勤務及び同社本社から同社B支店への転勤状況に係る申立人の主張が具体的であること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には「昭和21年5月5日 転勤」と記載されていること、転勤先とされる同社同支店において昭和21年7月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していること等から判断して、申立人は、同社に継続して勤務し（同年5月5日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和21年7月の記録から、570円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和60年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 49 年に入社し、複数の本・支店を異動して今日までA社に勤務しているが、申立期間における被保険者記録が無い。給与支給明細書においても厚生年金保険料を控除されていることが確認でき、同社B支店での資格喪失日の誤りであるので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事カード、雇用保険の記録及び給与支給明細書により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和 60 年 10 月 1 日に同社B支店から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和 60 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和41年7月2日）及び資格取得日（42年9月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額について、41年7月から42年5月までは3万円、同年6月から同年8月までは3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 2 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 3 月 5 日にA社に入社し、49 年 9 月 30 日に至るまで、同じ会社に勤務しており、退社した覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和 35 年 3 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41 年 7 月 2 日に資格を喪失後、42 年 9 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、41 年 7 月から 42 年 8 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社から提出された人事記録、同社が加入していたB健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録により、申立人が、申立期間においてA社からグループ企業のC社に出向して継続勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主は、「現在、出向社員の社会保険は、出向後も引き続き出向元で手続を行う取扱いをしており、申立期間当時も同様であったと思われる。」と証言している上、B健康保険組合の加入記録において、申立人は、申立期間を含む昭和 35 年 3 月 5 日から 50 年 7 月 15 日まで被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、申立人と一緒にC社に出向していた同僚が提出した給料明細書により、当該同僚は、申立期間に出向元であるA社の事業主により給与から保険料を控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B健康保険組合から提出された「健康保険被保険者台帳」の記録から、昭和41年7月から42年5月までは3万円、同年6月から同年8月までは3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年7月から42年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年5月19日から38年1月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を37年5月19日及び38年1月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月19日から38年10月まで

私は、前社に勤務しながら職業安定所で仕事を探し、間を空けずA社に入社した。同社に厚生年金保険被保険者証を提出したことを覚えている。

仕事は設計をしており、設計室には自分以外には同僚は2人しかいなかった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「前社に勤務しながら職業安定所で仕事を探し、間を空けずA社に入社した。また、入社して間もなく、朝礼で、当時の部長が昭和37年4月に就航したばかりのB船に乗船した話をしたことや、事業主が同年9月ごろ、C氏がヨットで太平洋横断に成功した話をしたことを覚えている。」と具体的に主張しているところ、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、当時、朝礼でそのような話があったと証言していることから、申立人は、同年5月19日からA社に勤務していたことが推認できる。

また、同じ設計室で勤務していた同僚は、正月明けの昭和38年1月5日の仕事始めのときには、申立人が同社で勤務していたと証言していることから、申立人は、少なくとも同日までは、同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、A社は、正社員はすべて厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたとしている。

加えて、同じ設計室で勤務していた同僚は、「申立人は自分と同じ勤務形態だったので、正社員だったと思う。」と証言しており、製造部門を総括していた同僚は、「申立期間当時、パートやアルバイトはおらず、従業員はすべて入社と同時に健康保険及び厚生年金保険の資格を取得していた。」と証言しているほか、複数の同僚も、入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得していた旨を証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 5 月 19 日から 38 年 1 月 6 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同時期の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は同期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月 6 日から同年 10 月までの期間について、A 社によれば、同社が保管する「社会保険名簿」に申立人の名前は無いとの回答で、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年2月から同年9月までは36万円、同年10月から7年9月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から7年9月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について標準報酬月額が24万円になっている。当時は総額で36万円から38万円ぐらいの給料を受け取っていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成5年2月から同年9月までの期間については、6年4月20日付けで36万円から24万円に遡^{そきゅう}及して引き下げられており、5年10月から6年4月までの期間については、5年10月の定時決定が取り消され、6年4月21日付けで38万円から24万円に遡^{そきゅう}及して引き下げられ、7年9月まで24万円で継続していることが確認できる。

しかし、申立人から提出を受けた支給明細書によれば、申立人は、申立期間のうち、平成5年2月から同年9月までは36万円、同年10月は41万円、同年11月は38万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、支給明細書の保険料控除額又は報酬月額から、平成5年2月から同年9月までは36万円、同年10月及び同年11月は38万円とすることが妥当である。

また、A社が加入している健康保険組合の記録では、申立人の標準報酬月額は、平成4年10月から5年9月までは36万円、同年10月から7年9月までは38万円と記録されているが、当該記録は、オンライン記録の訂正処理前の記録と一致していることが確認できる上、申立期間のうち、5年2月から6年11月までについては、支給明細書の厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成6年12月から7年9月までの期間については、申立人は、支給明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持していないものの、オンライン記録の標準報酬月額は直前の期間と同額であること、直前の期間において健康保険組合の標準報酬月額の記録と支給明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は一致していること、及び直後の同年10月においてオンライン記録の標準報酬月額が38万円であることから、当該期間についても、直前の期間に引き続き38万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、支給明細書等で確認できる保険料控除額又は報酬月額、及び健康保険組合の記録から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 36 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成 17 年 5 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録のうち、17 年 5 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期間に係る記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録については、17 年 5 月から 18 年 8 月までは 36 万円、同年 9 月から 19 年 6 月までは 34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(20 万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月18日から19年7月1日まで

私は、平成 17 年 4 月 18 日に A 社に入社し、21 年 4 月末日まで勤務していた。同社退職後に届いたねんきん特別便で、同社が実際の給与より低い標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ていることが分かったため、同年 8 月 6 日に訂正の^{そきゅう}遡及処理をしてもらった。

しかし、申立期間については、時効により年金額に反映されない期間とされているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消

減した後の平成21年8月6日に20万円から36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

しかし、A社から提出された所得税源泉徴収簿及び賃金台帳の写し（以下「賃金台帳等」という。）により、申立人は、申立期間のうち、平成17年5月から19年6月までは、標準報酬月額20万円を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳等で確認できる報酬月額から、平成17年5月から18年8月までは36万円、賃金台帳等で確認できる保険料控除額から、同年9月から19年6月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年4月については、賃金台帳等により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から同年4月1日まで

私の父は、昭和23年6月にA社に就職し、転勤はしたが途中退職すること無く、59年7月末まで勤め上げたが、厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が空白となっていることに気付いた。

一時的に退職したことは無く、36年間継続して勤務し、退職時には会社から感謝状も授与されたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び職歴情報概要(人事記録)により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和25年2月1日に同社本店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社B支店は昭和25年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できるが、同支店の新規適用時の資格取得者15人(申立人を含む。)のうち、オンライン記録が確認できる12人中8人に申立人と同様に被保険者期間の欠落がみられるとともに、欠落前の被保険者期間はA社の

被保険者であったとみられることから、同支店は、同年2月1日において、当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和25年4月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間については、適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 8 日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私が保管している給与支給明細書（控）により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与支給明細書（控）及びA社が保管している賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和27年4月にA社に入社した。途中、30年4月に同社C支店から同社B支店に転勤となったが、年金記録を確認したところ、申立期間が空白となっていることが分かった。同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る辞令原簿及び申立人に係る雇用保険の記録から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年4月1日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年5月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日
申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に支給された賞与額は、厚生年金保険法に規定される標準賞与額の上限とされる150万円を超えていることが確認できることから、申立期間の標準賞与額については、給料台帳の保険料控除額及び厚生年金保険法から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に支給された賞与額は、厚生年金保険法に規定される標準賞与額の上限とされる150万円を超えていることが確認できることから、申立期間の標準賞与額については、給料台帳の保険料控除額及び厚生年金保険法から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間の標準賞与額を32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間の標準賞与額を36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間の標準賞与額を36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間の標準賞与額を34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間の標準賞与額を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(32万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間の標準賞与額を32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所(当時)への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間の標準賞与額を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を33万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、給料台帳の賞与額から、33万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を13万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（13万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間の標準賞与額を13万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2619

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間の標準賞与額を26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間の標準賞与額を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（80万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間の標準賞与額を80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を10万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、給料台帳の賞与額から、10万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2623

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年2月28日の標準賞与額に係る記録を13万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日

申立期間について、標準賞与額が、実際支給された賞与額と相違しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（13万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間の標準賞与額を13万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への正しい届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年12月22日の標準賞与額に係る記録を42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

私は、A社で支給された平成17年12月の賞与から厚生年金保険料を控除されているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支払明細書及びA社から提出された平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により申立人は、42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から4年3月まで
平成元年5月にA大学に留学するために来日し、B市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したはずである。
納付を証明できる資料は何も無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA大学に留学するために来日した平成元年5月から国民年金保険料を納付していたとしているが、いつごろ誰が国民年金被保険者資格取得手続きを行ったか記憶は無いとしている上、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等についても記憶は無いとしており、申立人が申立期間について国民年金被保険者資格取得手続きを行い、当該期間の保険料を納付していたことをうかがい知ることは困難である。

また、社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないほか、B市が保管する国民年金被保険者データにも申立人に係る記録が存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できないことから、申立人は、申立期間において国民年金には未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料の納付をうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年2月まで

国民年金については25年間保険料を納めたので、その後、保険料を納付するのを止めたが、未納のハガキが届くので、平成2年1月から同年3月までの保険料を現金で納付し、後は私名義の口座振替で納付したと思う。

平成2年1月から同年3月までの保険料を納付しておいて、申立期間について納付しないということは考えられない。

申立期間の保険料納付を証明するものは何も無いが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料を現金で納付した後、申立期間の保険料については、申立人名義の口座振替により納付したとしているが、保険料の納付を口座振替とする手続を行った時期に係る記憶は明確ではない。

また、A市では、国民年金保険料の口座振替による収納を開始したのは、申立期間よりも後の平成3年4月であり、申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が、申立期間の保険料の口座振替に利用していたとするB信用金庫C支店の口座の預金記録によると、A市で保険料の口座振替が開始となった平成3年4月から付加保険料を含めた一人分の保険料額が引き落とされており、これは昭和50年9月から継続して付加保険料を納付している申立人の妻に係る保険料と考えられる上、平成4年3月から、さらに一人分の定額保険料が加わった保険料額の引落としが始まったことが確認できることから、申立人が口座振替による保険料の納付を開始したのは、同年3月からであったと推認できる。

加えて、上述のとおり、申立人は平成2年1月から同年3月までの保険料を

現金納付した後、ほかにそれ以上の額を現金納付した記憶は無いとしているところ、オンライン記録から、申立人が現金で納付したとする同年1月から同年3月までの保険料は過年度納付されたことが確認できる上、同年1月の保険料は、4年2月までに納付しなければ、時効により納付できなかったことから、申立人は、時効直前の同年2月ごろに2年1月から同年3月までの保険料について過年度納付し、間もなく4年3月以降の保険料について口座振替とする手続を行ったとみるのが合理的である。

その上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年3月まで

私は勤めていた会社を退職し、国民年金第3号被保険者の手続をするために市役所へ行った際、市役所の職員から「国民年金に未納期間があるので納付してください。」と言われ、要求されるまま保険料を納付した。

領収書は紛失して無いが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録から、申立人が主張するとおり、会社を退職した後、平成8年7月に国民年金第3号被保険者の手続を行ったことが確認でき、この時、申立人が20歳に到達した3年*月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたことから申立期間が未納とされたものとみられるが、上記手続の時点では、申立期間の国民年金保険料は、既に時効のため、納付することはできなかった。

また、申立人は申立期間の保険料を市役所の窓口で納付したとしているが、A市では、申立期間のように過年度扱いとなる保険料を市役所の窓口で納付することはできなかったことから、市職員が申立期間の保険料の納付を求めるとも考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から63年6月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から63年6月まで

私は、日本に帰国後すぐには仕事が無く、生活保護を受けていたが、帰国して4年後にA社で働くようになった。

A社を退職して、B社で働くようになって間もなく、生活保護を受けていた期間の保険料をさかのぼってC市役所内の銀行で支払った。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年7月に払い出されていることから、このころに申立人は国民年金加入手続を行ったものとみられるが、申立人は、日本に帰国した昭和57年6月から生活保護を受けていたとしているところ、C市の生活保護に係る記録においても、同年6月から63年3月まで生活保護法による生活扶助を受けていたことが確認できることから、制度上、申立人は国民年金加入手続時に生活保護を受けていた期間について法定免除期間とすることは可能であり、同期間の国民年金保険料について追納を行うことも可能であったと言える。しかしながら、申立人は生活保護を受けていた57年6月から63年3月までの国民年金保険料について相当な回数に分けてさかのぼって納付したとするのみで、当該期間の保険料の納付時期及び納付金額に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は平成20年3月の中国残留邦人等に対する国民年金の特例措置により、現在はすべての国民年金加入期間に係る保険料が納付済みとされているが、同措置前のオンライン記録によれば、申立期間のうち申立人が生活保

護を受けていた昭和 57 年 6 月から 63 年 3 月までは未納期間とされており、法定免除期間とは扱われていなかったとみられることから、申立人に同期間の保険料の追納のための納付書が交付されていたとは考え難い。

さらに、申立人はB社で働くようになって間もなく、保険料の納付を開始したとしているところ、i) 同社では、申立人は平成 2 年 6 月から同社に勤務していたとしていること、ii) C 市の被保険者名簿上、申立人の最初の保険料の納付は、B 社への就職から間もない同年 10 月 31 日に行った昭和 63 年 7 月から同年 10 月までの過年度保険料の納付であったことがうかがわれることから、申立期間のうち、同年 4 月から同年 6 月までの保険料については、上記の平成 2 年 10 月の過年度納付時点では、既に時効のため納付できなかったと考えられるほか、申立人は同年 10 月以降、3 か月ごとに行ったとされる昭和 63 年 7 月から平成元年 7 月までの過年度保険料の納付を、申立期間に係る納付として混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から54年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から54年8月まで
A社を退職後、国民年金に加入して、申立期間の保険料を納付していたのか記憶に無いのではっきりさせたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った時期、場所、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等についての記憶が無く、同手続及び申立期間の保険料の納付に関する具体的な状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和58年4月ごろとみられ、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、及び申立人の国民年金被保険者資格取得年月日が同年4月26日とされていることから、申立人はこのころに初めて国民年金加入手続を行ったとみられる。このことから、申立人は、申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立期間の保険料の納付をうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から56年3月まで

私は、会社を退職した昭和50年4月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、当時同居していた従妹の保険料と一緒に毎月自宅に来た同市の集金人に納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無いが、申立期間について、一緒に納付していた従妹は納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月自宅に来た同市の集金人に同居していた従妹の保険料と一緒に納付していたとしているが、申立人と一緒に保険料を納付していたとする従妹の国民年金被保険者台帳の住所欄を見ると、51年2月まではC市に、56年7月まではD町に居住していることとされており、A市B区に居住していたのは同年7月から61年4月までとされていることが確認できる。このため、申立期間においては、申立人の従妹は申立人とは同居していなかったものとみられる上、同市では、集金人（国民年金推進員）による保険料徴収は、54年3月で廃止されており、集金人（国民年金推進員）による保険料徴収周期は3か月ごとであったとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年4月15日に払い出されており、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころ

に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、この手続に際して、さかのぼって資格取得日を50年3月29日（平成15年11月16日に厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和50年4月1日であることが判明したため、国民年金被保険者資格取得日も同日に記録訂正されている。）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に「資格取得 50.3.29 モレシヤ」と記載されていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、申立人は当該期間の保険料を納付できなかったものとみられる。

さらに、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準にすると、申立期間のうち、昭和50年4月から53年12月までの期間は時効により保険料を納付することはできず、54年1月から56年3月までの期間については、保険料を過年度納付することは可能であったものの、申立人はさかのぼってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月及び同年5月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月及び同年5月

私の国民年金加入のための年金手帳が届かないため、平成10年5月に、母親がA市B区役所に電話した。申立期間当時、学生であったために保険料の免除を申請したいとも言ったが大丈夫ですと言われた。しかし、結局、同年6月中旬から下旬に書類が届き、免除申請手続が同年7月初めとなったため、同年4月及び同年5月が免除ではなく未納とされている。

当時は、私は学生で保険料を納付できず、平成10年6月からは免除となっているものの、申立期間も免除してもらっていたと思っており、この期間も免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の国民年金の資格（第1号被保険者）取得後の保険料免除申請日は、平成10年7月2日と記録されており、申立人も免除申請を行ったのは同年7月初めであったとしている。国民年金法では、保険料免除の申請のあった日の属する月の前月からの保険料を免除することができるものと定めており、同年7月に免除申請した申立人について、申立期間までさかのぼって免除することはできない。

また、申立人は、申立人が20歳になった平成10年*月に年金手帳が送付されていれば、申立期間の保険料の免除を申請することが可能であり、当該期間の免除申請ができなかったのは、区役所の事務処理の遅延によるものであるから、申立期間を保険料免除期間としてほしいとも述べている。

しかし、国民年金の資格取得及び年金手帳の交付は、行政が職権により資格を適用する場合を除き、被保険者が資格取得届を提出することにより行われるものであるが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続を行っ

たとするその母親は、20 歳になれば年金手帳が自動的に送付されると思って
いたとしている。このことから、申立人が 20 歳になった平成 10 年*月に国民
年金の加入手続が行われていた状況はうかがえず、年金手帳が送付されなかつ
たことについて、不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めること
はできない。

愛知国民年金 事案 2130 (事案 923 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和38年10月から41年3月まで

申立期間のうち、昭和38年10月から41年3月までの期間については、私たち夫婦共に勤めを辞めた後、38年10月に国民年金に加入し、集金人に保険料を納付していたとの内容で第三者委員会に申立てをしたが、平成21年1月に、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受け取った。

しかし、上記期間の保険料を納付していたと確信しており、納付できないので、新たな事実はないが、納付していたことを認めてほしい。

また、私が昭和50年に納付した保険料1万800円は昭和41年度の保険料と記録されているとのことだが、当該保険料は36年4月から38年9月までの保険料として納付したものである。今回、この期間も申立期間に加えるので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和42年8月ごろに行われたと推認されること、申立人は、集金人に保険料を納付した際に領収書を受領していたとしているが、その当時、申立人が居住するA市においては国民年金手帳による印紙検認方式で保険料を徴収しており、申立人の説明と矛盾することなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、国民年金の加入手続を行ったのは昭和38年10月であり、それ以降、保険料を納付していたと主張しているが、申

立内容に、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も認められないことから、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立人は、今回の申立てにおいて、昭和 50 年に、申立期間①の国民年金保険料として 1 万 800 円を納付したとの主張を加えており、申立人が主張する 50 年当時には、時効となった未納保険料を納付することができる特例納付（第 2 回）が実施されていた。

しかし、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和 50 年 3 月に、昭和 41 年度の保険料を特例納付したとの記載はあるが、申立人が主張する期間の保険料を特例納付したとの記載は無い上、同年度の保険料を第 2 回特例納付で納付した場合の保険料額は 1 万 800 円で、申立人が納付したと記憶する額と一致するのに対し、申立人が主張する期間（30 か月）の保険料を第 2 回特例納付で納付した場合の額は 2 万 7,000 円であり、申立人が記憶する額と著しく相違する。

また、申立人の妻は、昭和 38 年 6 月まで共済組合員であり、申立人は 36 年 4 月から 38 年 6 月までの間は国民年金の任意加入対象者に該当する。任意加入の対象期間については、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することはできず、仮に申立人が主張するとおり、同年 10 月に申立人の国民年金加入手続が行われていたとしても、同年 6 月以前にさかのぼって資格取得することはできない。申立人の国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金手帳では共に、申立人の国民年金資格取得日は同年 10 月 1 日と記載されており、これは、上記のとおり、それ以前の期間に申立人が任意加入対象者に該当していた期間（申立人の妻が共済組合員であった期間）が含まれていたことなどによるとみられる。このため、申立期間①は国民年金の資格取得前の無資格期間であり、50 年の時点で当該期間の保険料を特例納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2131 (事案 922 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から42年3月まで

私たち夫婦共に勤めを辞めた後、昭和38年10月に国民年金に加入し、集金人に保険料を納付していたとの内容で第三者委員会に申立てをしたが、平成21年1月に、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受け取った。

しかし、申立期間の保険料を納付していたと確信しており、納付できないので、新たな事実はないが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和42年8月ごろに行われたと推認されること、申立人は、集金人に保険料を納付した際に領収書を受領していたとしているが、その当時、申立人が居住するA市においては国民年金手帳による印紙検認方式で保険料を徴収しており、申立人の説明と矛盾することなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、国民年金の加入手続を行ったのは昭和42年8月ごろではなく、38年10月であり、それ以降、保険料を納付していたと主張しているが、申立内容に、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も認められないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から47年3月までの期間及び47年10月から51年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から47年3月まで
② 昭和47年10月から51年9月まで

私の実家は会社を経営しており、経済的に余裕があった。私が20歳の時に、国民年金に加入しておく祖父から聞いたこともあり、家族が私の保険料を納付しなかったとは考えられない。それにもかかわらず、私の国民年金の資格取得が20歳の時ではなく昭和44年4月とされていることや申立期間の保険料を納付していないとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった時(昭和42年*月)に、その祖父が申立人の国民年金加入手続を行ってくれたと述べている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年10月にA市で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が住民登録していたとする同市で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。申立人は同市以外に住民登録したことは無いとしているなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が唯一所持する年金手帳では、申立人の国民年金の資格取得日は、当初、昭和54年9月1日とされ、これが44年4月1日に訂正された記載がある。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和54年10月ごろに行われ、その際に、資格取得日を、いったん、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した54年9月1日としたが、後日に、44年4月1日にさかのぼって資格取

得と訂正したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。なお、申立人は、資格取得が20歳の時点ではなく、44年4月とされていることは不自然であるとしている。この点については、申立人は47年3月までは学生で、国民年金の任意加入対象者であり、任意加入の対象期間については加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできないが、A市において、申立人の在学期間が正確に把握できなかったため、資格取得時期を44年4月としたとも考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち資格取得（昭和44年4月）以降の保険料を特例納付することが可能であるが、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、その祖父が加入手続を行い、祖父又は父親が保険料を納付してくれていたはずであるとしているが、申立人の祖父及び父親は死亡しており、その状況を確認することはできない。

このほか、申立期間について、申立人の祖父又は父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2133 (事案 1119 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年1月まで

私は、A市B区に住んでいた昭和41年ごろにアパートの隣人に勧められて国民年金に任意加入し、同年1月から同区役所で3か月ごとに保険料を納付していたという申立内容で第三者委員会に申立てをしたが、平成21年2月に、申立てを認めることはできないとの通知を受け取った。

しかし、B区役所へ3か月に一度、自転車に乗って保険料を納付しに行っていた記憶があるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月に社会保険事務所(当時)からA市B区に払い出されており、申立人は資格を取得した同年2月に初めて任意加入の手続を行ったものと推認されること、申立人は同年1月に同区からC町に転居したので、納付済みと記録されている同年2月以降の保険料は同町で納付したものであり、A市B区での納付記録が無いのはおかしいとしているが、住民票ではC町へ転居したのは47年1月と記載されており、申立人の主張と異なることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、C町へ転居したのは昭和47年1月ではなく、46年1月であり、同町へ転居する前にA市B区で納付した国民年金保険料の記録が欠落していると主張している。

しかし、C町の申立人の住民票には、前住所のA市B区からC町に転入したのは昭和47年1月と記載されていること、及び同市が保管する申立人の国民

年金被保険者名簿には、46年12月までの保険料が前住所（A市B区）で納付されたことを示す記載があることは前回の申立てに対する当委員会の通知文書に記載したとおりであり、ほかに申立人が47年1月にC町へ転居したことを疑わせる周辺事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の今回の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②において、A事業所で勤務した。事業主が経営コンサルタントとして講演会をしたり新聞に記事を連載したりしていた。厚生年金保険に未加入とは信じられないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A事業所の所在地や当時の事業主等の名前を記憶していること、及び申立期間当時から同事業所と同じビルに入居しているB店の店主が、「当時、同職種の仕事をしている事業所が2階に入居しており、2人ないし3人が勤務していた。申立人と同じ姓の者が居て、よくこの店を利用していた。」と証言していることから、期間は明らかではないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）には、A事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録が無く、同事業所の所在地を管轄する法務局にも、同事業所が法人登記された記録は無い。

また、申立人が挙げたA事業所の当時の事業主及び役員は、既に死亡している上、同事業主は、申立期間を含めた昭和 35 年 4 月 1 日から 43 年 12 月 26 日までの期間について、申立ての事業所とは全く異なる別の会社（A事業所とは異なる業種）で厚生年金保険の被保険者記録が確認できるほか、同役員は、申立期間について国民年金に加入しており、このうち 43 年 4 月から同年 10 月までの期間については、国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人がこのほかに挙げた複数の同僚は姓のみのため、同人を特定することができない。

このほか、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月26日から36年2月2日まで

私は、申立期間において、A船で機関員として働いていたが、年金記録を確認したところ、同船に乗船していた期間の記録が無いことが分かった。船員手帳の記録から、私が同船に乗船していたことが確認でき、船員手帳における「その他の労働条件」の欄にも「船員法に依る」と記載されているので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写しから、申立人は、申立期間についてA船に機関員として雇用されていたことが確認できる。

しかし、船員手帳における雇用契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行行政庁があらかじめその労働条件の適法性を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではない。

また、A船の船舶所有者は既に他界しており、証言を得ることができない上、同船の船長及び申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間において同船の船員保険被保険者記録が確認できず、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立期間当時、同船は船員保険の適用船舶ではなく、同船が適用船舶となったのは昭和36年5月1日であったことが確認できる。

このほか、申立期間に係る申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 17 日から 33 年 8 月 1 日まで

総務省の第三者委員会による同僚調査の照会があったため、自分の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、中学卒業後、すぐに入社したA社の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が相違していることが分かったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人は、申立期間に同社で勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 47 年 11 月*日に解散し、48 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主が死亡していることから、申立人に係る当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立人が同時期に入社したとするA社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「入社してから厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでに約5年かかった。申立人も、入社当時は私と同じ見習工だったので、申立期間においては厚生年金保険の被保険者記録が無いのではないかと証言しているほか、他の同僚も、「見習期間が5年近くあった。自分も、3年以上、厚生年金保険の被保険者資格を取得させてもらえない見習期間があった。」と証言しており、当時、同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人

の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月ごろから34年4月ごろまで

私の父は、申立期間にA社で勤務していたが、同社の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、当時の事業主も死亡していることから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が提出した写真に写っているA社の同僚二人には、同社の厚生年金保険被保険者記録が無い上、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、「当時は、厚生年金保険の被保険者資格を取得しない従業員も勤務していた。職場結婚した夫も資格取得していなかった。」と証言しており、同社では、社員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたわけではなかった状況がうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月5日から同年8月21日まで

A社が発行した退職証明書によれば、私は昭和57年7月5日から同社に勤務していたはずなのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年8月21日になっており、納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の退職証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、同社は、申立人及び申立人と同日に入社した同僚二人について、昭和57年8月21日を資格取得日として社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認できる。

また、A社は、「申立人について、昭和57年7月5日から同年8月20日までには試用期間であり、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったため、厚生年金保険料は控除していない。」としている。

さらに、申立人ら3人の採用面接を行ったとする申立期間当時のA社の幹部は、「同社はしっかりした会社なので、資格取得の届出を行う前に給与から保険料を控除するようなことはなかったはずである。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 25 日から同年 9 月 25 日まで
私はA社に正社員として採用され、フルタイムで働いていたので、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「当時の事務担当者（故人）からは、2か月程度の試用期間経過後、社会保険料控除額を本人に伝えて納得が得られれば本採用とし、社会保険の被保険者資格を取得させていたと聞いた。」と証言している。

また、申立期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者記録がある者で文書照会に対する回答が得られた4人のうち2人は、「入社後すぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得しなかった。」としており、自身の記憶する入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期に差異がみられる。

さらに、A社は当時の資料は保管していないとしているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人を記憶する同僚も確認できないことから、周辺事情を調査することもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人も保険料の控除の有無については覚えていないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月から 30 年 6 月まで

私は、配送車に乗り、配達の仕事をしていた。同僚の名前も覚えており、当時の写真もある。勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言等から判断して、時期は明らかでないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚6人について、本人又はほかの同僚が記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者の資格取得時期に差異がみられる上、このうち一人は、本人が記憶する2回の勤務のうち1回目の勤務期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、A社は申立期間当時の資料は保管していないとしている上、当時の事業主も死亡しており、当時の事務員とも連絡が取れないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成 4 年 2 月 29 日となっているが、雇用保険の記録どおり、A社に同年 2 月 29 日まで勤務していたので、資格喪失日を同年 3 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業を引き継いだB社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が平成 4 年 2 月 29 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨届け出られたことが確認できる。

また、B社は、「A社は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していない。申立期間当時、退職日は、慣例として、月末の前日退職という手続をとっていた。」と回答している上、同社の事務担当者は、「当時のA社は、申立人の雇用保険の離職手続について、平成 4 年 2 月 28 日の離職とすべきところを誤って同年 2 月 29 日にした可能性が高い。」と証言している。

さらに、申立人と同じ退職日の同僚についても、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、申立人と同じ平成 4 年 2 月 29 日となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月 12 日から 32 年 4 月 16 日まで
② 昭和 35 年 6 月 20 日から 36 年 7 月 3 日まで

申立期間①及び②において、A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社の同僚及び同社の関連会社であったB社（事業主が同一人物）の被保険者の証言から判断して、申立期間①及び②における勤務実態を裏付ける証言は得られないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、同社の従業員は、同社が適用事業所となる昭和 36 年 7 月 3 日までは、便宜上、既に適用事業所となっていたB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた状況がうかがえるが、B社の現在の事業主、並びに申立期間当時の同社及びA社の事業主は、「資料を保管していないため、申立期間当時のことは分からない。」、「当時は従業員の出入りが激しく、入退社を繰り返す者が多かった。」と証言している。

また、申立人が名前を挙げた同僚を含め、A社に勤務し、A社又はB社において厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚は、「自分自身が記憶している勤務期間に比べ、厚生年金保険の被保険者記録は短い。被保険者記録が無い期間の保険料控除については、記憶が無い。」と証言している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の1回目の資格取得日(昭和 26 年 7 月 1 日)及び資格喪失日(27 年 1 月 12 日)、並びに2回目の資格取得日(32 年 4 月 16 日)及び

資格喪失日(35年6月20日)は、いずれもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2634

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から51年12月3日まで
私の夫は、経営者が同じ系列会社で働いていたのに、年金記録が一定期間空白となっているのは納得できない。経営者とは義理の兄弟である。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

グループ企業であるA社から提出された在籍証明書及び同社からの回答により、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は昭和51年12月3日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

また、B社は、当時の資料が無く不明としている上、同僚は当時のことは分からないと証言している。

さらに、申立期間について、雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2635 (事案 1036 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年8月10日から20年9月10日まで
② 昭和44年9月から50年2月まで

前回の結果に納得できない。

申立期間①については、新たな事情は無い。申立期間②については、新たに同僚A氏、B氏、C氏の3人がいたことを思い出した。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、D社の後継会社には当時の資料が無く、申立人の勤務実態等が不明であり、申立人が名前を挙げた同僚は、特定できなかったり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できず、周辺事情を調査できないこと、申立期間②に係る申立てについては、E社の経歴書に名前があることから勤務はうかがえるものの、同社は昭和49年11月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務期間等が調査できない上、申立人が名前を挙げた同僚は、特定できなかったり、同被保険者名簿に名前が確認できず、周辺事情を調査できないこと、厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、申立人の記憶が無いことのほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①については、新たな事情は無いが納得できないとして、申立期間②については、E社に勤務していた当時の同僚3人の氏名を思い出したため、事実関係を再確認してほしいとして、当委員会に再度申立てをしている。

しかし、申立期間①について、前回の決定に納得できないとする主張のみで新たな事情は無く、また、申立期間②について、新たに名前を挙げた同僚3人は、いずれもE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前は見当たらない上、申立人と同様に、同社の経歴書に名前のある同僚は、「経歴書に名前があるからといって社員とは言えず、下請の者も載せている。申立人は、下請の者だったと思う。」と証言している。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年6月まで
申立期間の給与は60万円以上あったが、厚生年金保険の標準報酬月額が38万円となっている。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社から提出を受けた平成15年分賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できるが、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、A社は、申立期間の算定基礎届等の資料は保存しておらず、詳細は不明と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月から 13 年 4 月まで

私の給与はA社に入社した時から 40 万円以上あった。給与の金額と、厚生年金保険の標準報酬月額が大きく違うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年11月から13年2月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できるが、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年6月から同年10月までの期間については、申立人から提出を受けた平成12年分給与所得の源泉徴収票により、源泉徴収票の社会保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料控除額及び雇用保険料の合計額は、おおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成13年3月及び同年4月については、給料支払明細書等の資料は無く、保険料控除額を確認できないが、オンライン記録の標準報酬月額は、申立期間において同額であることから、当該期間も直前の期間に引き続き、給料支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

加えて、A社の社会保険関係事務を担当していた同僚は、当時、事業主の指示により、標準報酬月額を低く届け出たと証言している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 41 年 6 月 2 日から 42 年 3 月まで

父の知人の紹介でA社に入社し、寮に住み込み、1年ほど勤めていた。給料は毎月手渡しでもらっており、給与明細は入っていたが、詳細はあまりよく覚えていない。資料は無いが、間違いなく昭和41年4月から42年3月まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の雇用保険の記録は確認できない上、A社によれば、「当時の資料は現存せず不明。」との回答で、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和41年6月1日に被保険者資格を取得し、同年6月2日に被保険者資格を喪失した記録が認められる上、「昭和41年7月19日、証返」と記載されており、同年6月2日の資格喪失に伴い、申立人の健康保険証が社会保険事務所(当時)に返却された事実が確認できる。

さらに、申立人は同僚の記憶が無い上、申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者記録の認められる同僚のうち、連絡の取れた同僚10人は、いずれも申立人の記憶が無く、周辺事情を調査することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2639

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年6月1日まで
昭和15年4月1日にA社に入社し、17年2月1日に厚生年金保険の被保険者となった。18年12月に軍隊に入隊し、21年3月に復員、同年4月に同社に復職した。資格取得日とされている19年6月1日には戦地に行っており、資格取得日は年金制度開始の17年6月1日であるため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者臺帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人は昭和17年2月1日（保険料の徴収開始は同年6月1日）に労働者年金保険の被保険者となったことが確認できるものの、同年6月1日に被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、A社によれば、「当時、従業員の資格には、社員と雇員の区別があり、社員は昭和19年6月施行の厚生年金保険法の被保険者資格を取得させ、雇員は17年1月施行の労働者年金保険法の被保険者資格を取得させていた。申立人は、同年10月のA社の社員名簿から社員（工務員）であったことが確認できたことから、申立人を申立期間について、労働者年金保険の被保険者としていなかった。」としている。

さらに、A社に係る労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者臺帳索引票によれば、昭和19年6月1日の申立人の被保険者資格取得時に、新たに一般社員について厚生年金保険法に基づき被保険者資格を取得させた記載が確認できる上、同時期に被保険者資格を取得した同僚ほぼ全員に同様の記載が確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚B氏は、申立人と同日の昭和15年4月1日に入社したと証言しているが、同人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは19年6月1日であることが確認できる。

このほか、申立期間について、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 31 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 2 月 5 日付けでA社B支店に勤務し、平成 3 年 6 月まで勤務した。その間、同社B支店は社名がC社、D社、E社の順に変更されたが、私の勤務先も勤務内容も変化は無かった。

しかし、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いこととされていることが分かった。申立期間も継続して同一事業所で勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和61年2月5日から同年7月31日までA社に、同年8月1日から平成3年4月30日までC社（同社は、昭和63年2月1日にD社、平成2年8月1日にE社に社名変更。）に勤務していたことが確認できるとともに、申立期間当時のA社B支店の支店長は、「昭和61年の夏にB支店が子会社化されてC社となった。」と証言していることから、A社及びC社は同一系列の事業所であったことが認められ、申立人は申立期間も継続してA社又はC社に勤務していたものと推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、昭和61年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できない。

また、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和61年7月31日にA社での厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年12月1日にC社で資格取得しており、申立期間の被保険者記録が無い者は、申立人を含め10人確認できるが、その全員が、申立期間において健康保

険の任意継続被保険者となっていることが確認できるとともに、当該10人のうち1人は、「当時、健康保険の任意継続について説明を受けた記憶がある。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月ごろから42年7月ごろまで

私は、申立期間においてA社で勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。私が、申立期間に同社に勤務していたのは確かであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間より後の昭和44年2月7日から同年3月7日までの期間においてA社に勤務していたことは確認できるが、申立期間については雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が記憶している上司、同僚等は、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、連絡先も不明であるため、事情を聴くこともできない。

さらに、A社は平成12年4月1日に全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間にA社で勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらず、申立人は、勤務期間に係る記憶は曖昧であるものの、同社に複数回勤務したことはないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から同年12月まで

私は、昭和41年4月から同年12月までA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の役員の証言から判断すると、正確な期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人がB社と一緒に勤務した後、同時期にA社に入社したと記憶している同僚は、申立人と同様に、B社における厚生年金保険被保険者記録は確認できるものの、A社における被保険者記録は確認できない。

また、申立人が記憶している同職種の別の同僚にも、A社における被保険者記録は確認できない。

さらに、A社には、申立期間当時の人事記録などの関連資料は残っていないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社の昭和41年1月から42年6月までの健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 16 日から 44 年 4 月 12 日まで

私は昭和 41 年 9 月に A 社を退職し、その時の取引先であった B 社の社長から、うちの会社に来ないかと誘われ、42 年 1 月に入社した。当時、営業や現場での作業を行っていた。給与については入社時から所得税、厚生年金保険料等を控除されていた。また、健康保険証も交付され、病院にも通っていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の証言から、勤務した時期は定かではないが、申立人が申立期間に B 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主の親族は、「当時の事業主及び経理担当者は既に死亡している上、現在の事業主も関係書類を保存していない。」と回答している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和 44 年 4 月 12 日であることが確認でき、事務処理に不自然な状況は見当たらない。

さらに、昭和 39 年 9 月 1 日から 44 年 4 月 12 日までの間について、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は、健康保険証を使用して病院に通っていたと主張しているが、当時の病院が特定できないため、確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月25日から35年5月17日まで

私は、近隣の人たちとA社B支店に日雇として勤務し、生産及び運搬の仕事をしていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真（昭和32年5月25日撮影）に写っている同僚（A社B支店に同年1月16日から34年4月30日まで勤務履歴あり。）及び申立人が覚えている複数の同僚が、申立人を覚えていると証言しており、そのうち、35年5月1日に資格喪失し、共済組合に加入した同僚は、「自分が共済組合に加入する直前には、申立人は勤務していた。」と証言していることから、正確な期間は定かではないが、申立人が申立期間の一部において、同社同支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間において日雇作業員だったと証言しているところ、複数の同僚は、「申立人も自分も日雇だったので、厚生年金保険被保険者の資格を取得していなかった。当然、厚生年金保険料も控除されていない。」と証言しており、申立人が名前を覚えている同僚4人は、申立人同様に、いずれもA社における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

また、A社は、「当時の臨時職員等の厚生年金保険被保険者の資格取得について、通達に従って取り扱われたと思われるところ、申立人については、資料が保存されていないため、当該事業所における実際の取扱いは不明であるが、勤務していたとしたら臨時作業員（日雇）である可能性が高く、日雇作業員は厚生年金保険被保険者の資格を取得していなかった。」としている。

さらに、A社は、申立期間において事業所記号が2件あり、事業所記号「*」で昭和31年12月1日から33年12月16日までの期間、事業所記号「*」で

34年10月1日から36年1月1日までの期間において健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となっていたが、当該期間に同社で被保険者資格を取得した全員について調査したところ、被保険者となった者は、いずれも生産及び運搬作業に就かない常用作業員及び事務職であり、日雇作業員は、被保険者資格を取得していなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は、保険料控除に関する具体的な記憶が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 6 日から 44 年 1 月 1 日まで

60 歳の年金支給開始時期に、社会保険事務所（当時）に年金額の確認に行き、私が脱退手当金を受給している旨の回答をもらった。しかし、退職後は体調が悪く、会社や社会保険事務所へ出向いてはおらず、脱退手当金を受給していないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書によれば、昭和 44 年 5 月 9 日に社会保険事務所において受け付けられ、同年 5 月 29 日に支払済みとされていることが確認できる上、住所欄には、住所を記載した後方に、申立人及び近親者しか知り得ないと考えられる結婚した夫の姓が「〇〇方」と記載されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の字が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金請求書受付日から 20 日後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 26 日から 41 年 8 月 14 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 47 年 1 月 30 日まで

私は、脱退手当金制度を承知しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、当該裁定請求書を昭和 47 年 2 月 10 日に受理し、同年 3 月 24 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 47 年 3 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

私は、A社を退職する際、同社に脱退手当金の代理請求をしてもらい、社会保険事務所(当時)から厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書が実家に郵送されてきたが、印鑑を紛失して受け取りに行くことができなかった。

印鑑は見つかったものの、時間が経過していたので、社会保険事務所に問い合わせたところ、「今は支払うことはできないが、その分は60歳になってから支払われる。」と言われ、楽しみにしていたのに、脱退手当金が支給済みとのことである。

しかし、私は、A社に勤務した申立期間の脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社を退職する際、同社に脱退手当金の請求を委任し、社会保険事務所から厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書が実家に郵送されてきたと述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立人は、厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書は所持しているが、同封の国庫金送金通知書を所持していないことから、脱退手当金を受領したことが推認される。

さらに、脱退手当金の支給については、申立人の脱退手当金裁定請求書の提出に基づきなされたもので、脱退手当金裁定請求伺が適正に作成されていることが確認できる上、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が押印されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年7月5日まで
② 昭和29年8月3日から34年5月3日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになっているが、当該手当金を請求した記憶は無いので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年5月3日の前後1年以内に資格喪失した19人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、14人について支給記録が確認でき、とりわけ、申立人が資格喪失した同年中に資格喪失し、当該資格喪失時において脱退手当金の受給資格を有していた5人については、全員に支給記録が確認できるとともに、いずれも資格喪失日から約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、元事務担当者が「30年から50年当時、ほとんどの女性職員は退職時に脱退手当金を受給しており、請求手続は会社が代行していた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年7月17日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には同年6月8日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連

の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 2 日から 34 年 12 月 14 日まで
社会保険事務所(当時)で、A社に勤務していた期間について、脱退手当金を支給済みと言われたが、同社を退職したときは、黙って辞めて居場所も教えなかった。脱退手当金を受給した覚えは無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 12 月 14 日の前後 2 年程度の期間に資格喪失した 29 人のうち、支給資格者 12 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8 人について支給記録が確認でき、8 人全員が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 3 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 10 日から 38 年 3 月 31 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 9 月 26 日まで

脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年12月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2651

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月23日から31年5月14日まで

私は、ねんきん特別便により、A社を退職後に脱退手当金を受給している記録になっていることを知った。しかし、私は、同社を無断で退職したので、脱退手当金を受け取っていない。また自分で請求した記憶も無いので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和48年8月まで厚生年金保険被保険者の資格取得歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給を意味する記載があり、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。